

医療労務管理支援事業

医師勤務環境改善研修会 「医師等の宿日直許可基準について」

令和4年12月21日（水）及び令和5年1月23日（月）の2回に渡り、京都労働局労働基準部監督課統括特別司法監督官の小見伸雄氏を講師にお招きし、「医師等の宿日直許可基準について」をテーマに医療勤務環境改善研修会が開催された。参加者は2日間で会場は5名、オンラインは115名であった。



小見伸雄氏

まず冒頭に、日本的人口減少、高齢化が進んでいることに触れ、医療業界においても働き方改革を行い医療人材の確保、他産業への流出の防止に努めなければならないとされた。労働時間とは使用者の指揮命令下にある時間であり、就業規則に記載されている時間では

なく、実態に即して客観的に定まるものとされている。即時に業務につけるよう待機している手待ち時間（＝宿直業務）は労働時間である。労働時間に位置付けると36協定の締結や休憩に関する規定、労働時間や休憩に関する規定、時間外割増賃金や深夜割増賃金の支払いが必要となる。断続的な宿日直とは労基法41条第3号で、使用者が断続的な労働と行政官庁の許可を受けることにより、上記のような労働時間や休憩に関する規定は適用されない。

宿直業務と夜間業務は下記のような違いがある。

- ・宿直業務：（許可は必要）宿日直手当を支給（急患対応に従事した時間は通常の賃金が必要）
- ・夜間勤務：（許可は不要）通常の業務を命じることができ、通常の賃金（時間外・深夜割増の支払いが必要）

これらを院内で共有し、統一の認識を持つ必要がある。

医療機関の宿日直許可基準については業務の特殊性を勘案し、一般的な許可基準に加え、医師・看護

師等の許可基準を補足して具体的な基準の細目を定めている。

・一般的許可基準：昭和22年に制定された。ほとんど労働をする必要がない勤務のみを認めるものであり、原則として通常労働の継続は許可しない。

- ① ほとんど労働をする必要がない。非常事態に備えての待機等を目的とするものであること。
- ② 通常の業務の継続は許可しない。
- ③ 宿日直手当は最低額が定められており、同種の労働者の1日平均賃金の1/3以上であること。
- ④ 宿日直の回数は宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- ⑤ 相当の睡眠設備の設置があること。

・医師、看護師等許可基準：昭和24年に定められ、令和元年に改定。より具体的な取り扱いが明記された。

- ① 通常の勤務時間から完全に解放された後のものであること。

通常の勤務時間と宿日直の間に休憩を挟む、もしくは部屋を移動するなどの工夫があるとよい。

- ② 宿日直中に従事する業務は、軽度または短時間の業務に限ること。

少数の患者に対する問診や診察、看護師等への指示など。

- ③ 宿直中は十分な睡眠がとり得ること。

医師等の宿日直許可を受けるにはこれら両方を満たす必要があり、申請先は所轄の労働基準監督署となっている。また、すでに許可を受けている場合には特に有効期限等は定められていない為、引き続き有効であるが、現在も許可される実態であるかの確認を必ず実施していただくよう留意されたい。宿日直許可証を紛失した場合には再度取得が必要となるが、労働基準監督署内に記録が残っている場合に限り、再発行も可能である。

宿日直許可申請から許可までは、許可申請書の作成→労働基準監督官による実地調査→許可書の交付という流れで行われる。許可申請書の提出時にはさまざまな添付書類の提出を求められる。宿日直の勤務内容を具体的に確認できるものの提出が必要であるが、宿日直日誌や急患日誌等または電子カルテのログなどでも良いが、宿日直勤務中に行った業務や

細かな依頼等について、その対応時間ができる限り細かく、正確に記録しておかなければならない。

宿日直許可については多くの項目があるように感じられるかもしれないが、特に難しいということはない。



時間帯、診療科、業務の種類を限定した宿日直許可申請も可能であり、宿直勤務週1回、日直勤務月1回の限度に対しては、医師不足地域においてなど、やむを得ない事情に対しては例外が認められるケースもあり、二次救急、三次救急の医療機関においても複数許可された事例がある。いよいよ令和6年4月より医師の時間外労働の規制がスタートする。宿日直に対する正しい理解と院内の統一の認識を持ち、まずは気軽に京都府医療勤務改善支援センターや所轄の労働基準監督署に相談した上で、宿日直許可申請の準備を進めていただきたい。

(京都リハビリテーション病院事務部長・中江文香)